

報告第11号

平成28年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

平成28年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。

平成29年9月26日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

平成28年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

項目	健全化判断比率	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	13.97
② 連結実質赤字比率	—	18.97
③ 実質公債費比率	4.8	25.0
④ 将来負担比率	—	350.0

*実質赤字額及び連結実質赤字額はなし。

平成28年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
公立芽室病院事業会計	—	20.0
簡易水道特別会計	—	20.0
集落排水特別会計	—	20.0
公共下水道特別会計	—	20.0
地域開発事業特別会計	—	20.0

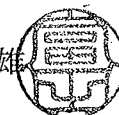
*資金不足額はなし。

平成28年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成29年8月21日審査に付された平成28年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり報告します。

平成29年9月8日

芽室町監査委員 富田明雄



芽室町監査委員 西尾一貝



芽室町長 宮西義憲様

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 健全化判断比率

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率

(2) 資金不足比率

- ・上水道事業会計
- ・公立芽室病院事業会計
- ・簡易水道特別会計
- ・集落排水特別会計
- ・公共下水道特別会計
- ・地域開発事業特別会計

2 審査の期間

平成29年8月24日から9月1日までのうち4日間

3 審査の方法

平成28年度芽室町一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、芽室町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、必要に応じ説明を聴取して審査を実施しました。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、法令の規定に従って適正に算定されていました。

また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

なお、審査に付された比率については次のとおりです。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

項目	平成 28 年度	平成 27 年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	—	13.97	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	18.97	30.00
③ 実質公債費比率	4.8	5.5	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0	

※ ①②は黒字により、赤字比率の数値は表示されません。

※ ④将来負担比率が発生しないため、数値は表示されません。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
公立芽室病院事業会計	—	20.0
簡易水道特別会計	—	20.0
集落排水特別会計	—	20.0
公共下水道特別会計	—	20.0
地域開発事業特別会計	—	20.0

※ 上水道・病院事業会計は流動資産が流動負債（建設改良に伴う企業債及び引当金を除く）を超え、3特別会計は歳入が歳出を超え、地域開発事業特別会計は歳入と土地収入見込額が歳出を超え資金不足比率は表示されません。

2 個別意見

実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されていません。

連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されていません。

実質公債費比率は4.8%で早期健全化基準の25.0%を下回りました。

将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っていることから算出されていません。

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（芽室町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率で、過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は4.8%となり、早期健全化基準である25.0%を20.2ポイント下回っています。

当年度の実質公債費比率（過去3か年平均値）は、前年度に比べ0.7ポイント下回っております。

単年度の実質公債費比率では、前年度に比べ2.52535ポイント下回っており、その要因は主に地方債の元利償還金（A）及び準元利償還金（B）のうち公債費に準ずる債務負担行為に係る額が減少したことによるものであります。

今後とも財政の健全な状態の維持に努めていただきたい。

(実質公債費比率)

(単位：千円、%)

項 目	金 額		
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
地方債の元利償還金(A)	781,957	902,146	915,466
地方債の準元利償還金(B)	343,568	379,781	320,490
地方債償還に充当される特定財源(C)	68,754	73,448	74,210
元利償還金・準元利償還金に係る基準 財政需要額算入額(D)	833,269	817,445	843,791
標準財政規模(E)	7,237,842	7,318,341	7,273,030
① (A+B) - (C+D)	223,502	391,034	317,955
② (E-D)	6,404,573	6,500,896	6,429,239
実質公債費比率単年度(①/②×100)	3.48973	6.01508	4.94545
平成 28 年度実質公債費比率 (過去 3 か年平均値)	4.8		
早期健全化基準	25.00		
財政再生基準	35.00		

(2) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、平成 28 年度決算における将来負担比率は将来負担額を充当可能財源等が上回っていることから算出されていません。

なお、将来負担額 (A) 及び充当可能財源等 (B) とともに前年度と比較して大きく減少しております。

その要因は主に将来負担額 (A) にあつては、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 (e) が減少したこと、充当可能財源等 (B) にあつては、充当可能基金額 (i) 及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (k) が減少したことによるものであります。

今後とも財政の健全な状態の維持に努めていただきたい。

(将来負担比率)

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	平成 28 年度	平成 27 年度	比較増減	
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	11,915,376	12,452,469	△537,093	△4.3
当年度末一般会計等地方債現在額(a)	8,308,333	8,136,047	172,286	2.1
債務負担行為に基づく支出予定額(b)	465,643	474,167	△8,524	△1.8
一般会計等以外の特別会計に係る 地方債償還に充てるための一般会 計等からの繰入見込額(c)	1,938,785	2,031,850	△93,065	△4.6
組合等が起こした地方債の償還に 係る負担等見込額(d)	55,814	218,267	△162,453	△74.4
退職手当支給予定額に係る一般会 計等負担見込額(e)	1,146,801	1,592,138	△445,337	△28.0
設立法人の負担の額等に係る一般 会計等負担見込額(f)	0	0	0	-

連結実質赤字額(g)	0	0	0	-
組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額(h)	0	0	0	-
充当可能財源等 (i+j+k=B)	12,232,497	12,831,083	△598,586	△4.7
充当可能基金額(i)	3,799,937	3,966,483	△166,546	△4.2
特定歳入見込額(j)	235,999	273,622	△37,623	△13.7
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(k)	8,196,561	8,590,978	△394,417	△4.6
標準財政規模(C)	7,237,842	7,318,341	△80,499	△1.1
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	833,269	817,445	15,824	1.9
A - B	△317,121	△378,614	61,493	△16.2
C - D	6,404,573	6,500,896	△96,323	△1.5
将来負担比率 ((A-B)/(C-D))×100	-	-	-	-
早期健全化基準	350.0			

(3) 資金不足比率

資金不足比率は、事業を行う簡易水道・集落排水・公共下水道・地域開発事業特別会計及び2企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であります。

今後とも資金不足が生じないよう運営に努めていただきたい。